

# 児童手当『現況届』についてのお知らせ

令和4年6月より、原則提出不要となった現況届ですが、**対象となる方には通知文書を送付します。**

毎年6月1日時点において、6月分以降の児童手当を継続して受ける要件（前年の所得等）について、村が公簿等（住民票や税情報等）により確認します。

公簿等により受給資格の確認ができた方は、「現況届」の提出は不要となりますが、確認が出来ない場合は、「現況届」の提出が必要となります。

## 【現況届の提出が必要な方】

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が、実際の居住地と異なる方
- ・児童の住民票や戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ・その他、村から提出の案内があった方

○現在、児童手当の受給に関して届出内容に変更が生じた場合は速やかに届出が必要です。

## 【例】

- ・児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき。
- ・養育する児童の数に変更があるとき。
- ・一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または、児童を養育する配偶者がいなくなったとき。
- ・国内で児童を養育しているものとして海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるときや、「父母指定者」を指定した父母が帰国したとき。
- ・未成年後見人でなくなったとき。
- ・離婚協議中の受給者が離婚したとき。
- ・受給者が公務員となったときや、公務員を退職したとき。（配偶者が公務員となり、児童手当を配偶者が受給する場合や、配偶者が公務員を退職し児童手当が支給されなくなった場合も同様です。）
- ・東通村外へ転出・海外へ出国するとき。（単身赴任や児童のみ転出・出国するとき等含む）
- ・受給者や配偶者及び児童の住所や氏名が変わったとき。（村外に居住する配偶者や児童の住所が変わった時を含む）
- ・振込先の口座名義や口座番号が変わったとき。

※例としてあげた以外にも届出が必要となる場合があります。不明な点等ありましたら、下記までお問合せ願います。

健康福祉課 福祉グループ  
☎0175-28-5800

